

答 申 書

令和4年11月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



令和4年9月28日付け新広総第296号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う当広域連合の個人情報保護制度の見直しについて
 - (1) 条例で定める必要がある事項について
 - (2) 必要に応じて条例で定めることが許容されている事項について

審査会の意見	<p>(1) 開示請求手数料については、改正法施行後も同様の取扱いとするため現行の運用を法施行条例で規定することが適当である。</p> <p>(2) 開示決定の期限については、改正法のとおり期限とすると現行条例より期限が長くなるため、現行と比較し開示請求者にとっては不利益な変更となることから現行条例と同様の期限とすることが適当である。</p> <p>また、情報公開・個人情報保護審査会については、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認めるときは、審査会に諮問できるものとするのが適当である。</p>
--------	--

